令和元年12月10日 内閣官房内閣人事局

## 令和元年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日(火)、冬のボーナス(令和元年12月期の期末・勤勉手当)が支給されます。支給月数(成績標準者)は2.245月相当であり、一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の平均支給額(成績標準者)は約687,700円です。

**支給月数 2**. **245月** (昨年2. 295月)

平均給与額 約306,300円 (昨年約309,400円)

(俸給+扶養手当+地域手当等)

平均年齢 35.0歳 (昨年35.5歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(平成31年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額約710,000円に比べ約22,300円 (約3.1%)減少しています。これは、

① 本年の給与法改正によって、年間支給月数は O. O 5 月分増加しましたが、昨年の同 法改正において 6 月期と 1 2 月期の支給月数の配分の見直しが行われた結果、1 2 月期 分だけをみると昨年同期に比べ支給月数が O. O 5 月分減少となっていること

 昨年
 6月期: 2. 095月
 12月期: 2. 295月
 年間: 4. 39月

 本年
 6月期: 2. 195月
 12月期: 2. 245月
 年間: 4. 44月

 (対前年増減)
 (+0. 10月)
 (-0. 05月)
 (+0. 05月)

② 職員の平均年齢の低下(35.5歳→35.0歳)等により平均給与額が減少したことによるものです。

## (参考) 主な特別職等の令和元年12月期の期末手当の支給額の試算例

支 給 額 返納後の額(注3)

内閣総理大臣約586万円約410万円国務大臣約427万円約342万円

最高裁長官約586万円

衆・参両院議長約543万円国会議員約324万円

- (注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手 当は支給されず、期末手当(支給月数1.725月)のみ支給されます(一般職である事務 次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準 者として試算しています。)。
- (注2) 上記の支給額は、令和元年6月2日から令和元年12月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。
- (注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和元年9月11日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:佐藤、清水、深井特別職担当:北浦、寺崎、荻野

電 話:(直通) 03-6257-3759 FAX: 03-3502-0604